

令和5年11月20日

つくばみらい市長 小田川 浩 様

つくばみらい市特別職報酬等審議会

会長 秋田 政夫



つくばみらい市非常勤特別職報酬及び費用弁償について

つくばみらい市特別職報酬等審議会条例に基づき、令和4年12月26日付みらい総第81号で市長から諮問のあった下記の諮問内容について、当審議会として慎重に審議した結果、本日、次のとおり答申を行うものです。

記

1 諒問内容

下記のつくばみらい市非常勤特別職の報酬及び費用弁償について

- (1) 市医
- (2) 産業医
- (3) 学校医（保育所、幼稚園含む）
- (4) 市歯科医
- (5) 学校歯科医（保育所、幼稚園含む）
- (6) 学校薬剤師

2 審議の経過

当審議会は平成30年度に「つくばみらい市特別職報酬等の報酬額について」の答申を行った際、附帯意見として以下のことを付記した。

報酬額とは別に産業医や医師などに対し支給する費用弁償については、他市の状況を確認すると、支給の有無、支給額に大きな違いが見受けられる。費用弁償については、職務で出張したときに支払われる旅費というものであり、現在の時代背景も踏まえ、その必要性について検討する余地はある。また、報酬額についても、1人当たりの担う業務量が適正で均衡が図られているか、それに見合う報酬額となっているか検証する必要がある。上記の点を踏まえ、費用弁償を含む報酬制度については、業務の内容などを精査した上で、制度の再検証を望む。

この度、市長より、当審議会に上記附帯意見を含む諮問があったため、審議を行った。

3 審議にあたり整理した要素

- ・当市における人口及び財政指数等の推移、財政状況の推移を確認した。
- ・県内自治体（32市）における人口、小中学校の数及び児童生徒数等について確認した。
- ・県内自治体（32市）における産業医、学校医、学校歯科医等の報酬区分、報酬額、費用弁償の有無、報酬支払方法について確認した。
- ・当市の人口規模等の類似団体の産業医、学校医、学校歯科医等の報酬区分、報酬額、費用弁償の有無について確認した。
- ・当市における産業医、学校医、学校歯科医等の従事日数、従事時間、従事内容等について確認した。
- ・医師及び歯科医師が従事する当市の非常勤特別職（生活保護嘱託医、介護認定審査会委員など）における従事日数、従事時間、従事内容等について確認した。
- ・当市の小中学校のクラス別入数について確認した。
- ・近隣自治体（10市）における産業医、学校医、学校歯科医等の報酬区分、報酬額、費用弁償の有無、従事日数、従事時間、1回当たりの報酬額などについて確認した。
- ・当市の医師、歯科医師、薬剤師が所属する医師会等の構成自治体（つくば市、常総市、坂東市）における報酬額等について確認した。

4 答申にあたっての考え方について

(諮問内容全般)

報酬区分、報酬額、費用弁償の有無、報酬支払方法について、茨城県をはじめ県内自治体（32市）の状況を確認しながら審議を行ったが、当市の医師、歯科医師、薬剤師が加入する医師会等の構成自治体の状況をより注視し、比較、検討を行った。また、医師等が従事する当市の非常勤特別職報酬との比較、検討を行った。

(費用弁償と報酬の関係)

当市の費用弁償額は、勤務1日当たり20,000円であり、支給のある県内自治体の中でも高額であった。費用弁償については、出張したときに支払われる旅費であ

り、交通費的な意味合いがある。そのような中、交通費としては高額である、従事した日数に支払われる報酬的意味合いが強く、費用弁償の本来の趣旨にそわない支給であれば現状に合わせ報酬として支払うべきであり、費用弁償については支給しないこととする。

(学級加算)

市内小学校の1学級の児童数は、最大値で40人、最小値で8人であり、1学級当たりの児童数に大きな差があるにもかかわらず、学級加算額については一定額となっている。この点について、児童数に5倍の差があるにもかかわらず加算額が同額では公平性を欠くため是正すべき点とした。この加算部分については、県内自治体の状況を見ると児童数に応じて加算をしている自治体が多いことから、当市においても児童加算とすることとする。また、児童数に応じ、加算額を変えることで業務量に対する公平性を持たせることとする。

(学校医、学校歯科医の報酬)

学校医及び学校歯科医の報酬額については、年額報酬及び学級加算額に相違がある。県内自治体の状況では、年額報酬に相違がある自治体、児童加算額に相違がある自治体など何らかの相違がある自治体は当市を含め10市あった。茨城県及び県内自治体の状況、職務内容の差異など総合的に鑑み、学校医及び学校歯科医の報酬額は同額とする。

(市医、市歯科医の報酬)

市医、市歯科医については、現在、その職を委嘱していない状況にある。市が実施する乳幼児健診においては、市内に開業する医師及び歯科医などと業務委託契約を締結し、対応している状況であり、その報酬は日額25,000円であった。このことを踏まえ、市医、市歯科医においても同額の報酬額とする。

(市の財政面)

今回の改定内容については、どれも増額改定となることから、当市の財政状況について確認したところ、みらい平地区への新設校の建設など、将来に向けた投資が行われ、財政状況は楽観視できるものではないが、現在の社会的情勢及び各非常勤特別職の職責を考慮すれば、妥当であると判断する。

5 結論

前述のとおり活発な審議を進め、総合的に判断した結果、諮問された事項について、現行の報酬区分、報酬額、費用弁償を次のとおり改定すべきとの結論に至った。

(1) 非常勤特別職の報酬

職名	改定内容		現行	
	報酬区分	報酬額	報酬区分	報酬額
市医	1回につき	25,000 円	年額	119,500 円
産業医	年額	480,000 円	年額	119,500 円
学校医 (保育所・幼稚園含む)	1校につき	200,000 円	1校につき	119,500 円
	年額		年額	
市歯科医	児童につき	200人まで 200円	1学級につき	6,100 円
	年額	201人から 300円	年額	
学校歯科医 (保育所・幼稚園含む)	1校につき	200,000 円	1校につき	99,900 円
	年額		年額	
	児童につき	200人まで 200円	1学級につき	4,900 円
	年額	201人から 300円	年額	
学校薬剤師	1校につき	70,000 円	1校につき	22,000 円
	年額		年額	

(2) 費用弁償

職名	改訂内容	現行	
市医	支給しない	勤務1日当たり	20,000 円
産業医	支給しない	勤務1日当たり	20,000 円
学校医 (保育所・幼稚園含む)	支給しない	勤務1日当たり	20,000 円
市歯科医	支給しない	勤務1日当たり	20,000 円
学校歯科医 (保育所・幼稚園含む)	支給しない	勤務1日当たり	20,000 円
学校薬剤師	支給しない	勤務1日当たり	20,000 円

(3) 改定期限

令和6年4月1日

6 附帯意見

市医、市歯科医については、先に述べたとおりその職を委嘱していない状況にある。乳幼児健診等においては、市内に開業する医師及び歯科医との業務委託契約により実施されている状況にあり、今後もこの状況が続くことが想定されるのであれば、この職が必要であるかどうか、十分に協議、検討をしていただくよう要望する。

7 審議日程

回 数	開 催 日	内 容
令和4年度 第1回	令和4年12月26日	・諮問 ・提出資料の説明及び質疑、審議
令和5年度 第1回	令和5年 7月14日	・追加資料の説明及び質疑、審議
令和5年度 第2回	令和5年 8月 24日	・追加資料の説明及び質疑、審議
令和5年度 第3回	令和5年10月19日	・答申（案）の審議
答 申	令和5年11月20日	・市長へ答申

8 参考

《審議に際して提出された資料》

●令和4年度第1回

- 1 人口及び財政指数等の推移について
- 2 データでみる市の財政状況の推移
- 3 「平成30年度つくばみらい市特別職報酬等の報酬額について」に関する答申書
(写し)
- 4 県内各市における人口等について
- 5 産業医等の報酬について（県内32市）
- 6 各種類似団体等の比較について
 - ・人口規模の類似する各市の産業医等報酬について
(当市人口±5,000人)
 - ・職員規模の類似する各市の産業医の報酬について
(当市職員±50人)
 - ・小中学校生徒数の類似する学校医等の産業医等報酬について
(当市生徒数±500人)
 - ・近隣市の産業医等の報酬について
 - ・きぬ医師会、つくば医師会構成市の産業医等の報酬について
- 7 産業医等の報酬について（まとめ）
- 8 産業医等の職務内容等について

●令和5年度第1回

- 1 産業医の報酬等の詳細について
- 2 学校（幼稚園・保育所）医の報酬等の詳細について
　　学校（幼稚園・保育所）歯科医の報酬等の詳細について
　　学校薬剤師の報酬等の詳細について
- 3 医師・歯科医師の従事する非常勤特別職報酬等について
- 4 市内小・中学校のクラス別人数について
- 5 学校医・学校歯科医の報酬支払方法について

●令和5年度第2回

- 1 近隣自治体の産業医等報酬額等について
- 2 学校（幼稚園・保育所）医等の報酬等について
　　（医師会構成市報酬額との比較）
- 3 産業医等の報酬等における試算（平均値）
- 4 学校（幼稚園・保育所）医等の報酬等における試算（個人ごと）

●令和5年度第3回

- 1 答申（案）